主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高垣憲臣の上告趣意について。

被告人は昭和二一年五月六日勾留せられ、同月二九日保釈せられたことは記録上明白である。従つて右勾留による拘禁は、日本国憲法施行以前に既に終了したのであるから、右拘禁を以て、日本国憲法第三四条に反するものと主張する論旨は、憲法に遡及の効果を認めんとするものであつて、法律上、根拠のないところである。のみならず、勾留処分の違法不当に対しては、別途に救済の方法によるべきであつて、右は第二審判決に影響を及ぼさないこと明白であるから、これをもつて、上告または再上告の理由とすることはできないのである。(昭和二三年(れ)第六五号事件、同年七月一四日宣告大法廷判決参照)論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第四四六条に従い、主文のとおり判決する。

右は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 十蔵寺宗雄関与。

昭和二三年一二月二七日

最高裁判所大法廷

裁判長	裁判官	塚		崎	直		義
	裁判官	長	谷	Ш	太	_	郎
	裁判官	沢		田	竹	治	郎
	裁判官	霜		Щ	精		_
	裁判官	井		上			登
	裁判官	栗		Щ			茂
	裁判官	真		野			毅

裁判官	小	谷	勝	重	
裁判官	島			保	
裁判官	产	藤	悠	輔	
裁判官	藤	田	八	郎	
裁判官	岩	松	Ξ	郎	
裁判官	河	村	又	介	